

# 低 圧 高 利 用 契 約

2020年10月 1 日 実施

中部電力ミライズ株式会社

# I 本 則

## 1 適 用

(1) この個別要綱の低圧高利用契約は、低圧で電気の供給を受けて、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、原則として6（契約電力）に定める契約電力が30キロワット以上50キロワット未満であり、かつ、この個別要綱実施の際現に個別要綱の低圧高利用契約（2020年4月1日実施）の適用を受けている場合に適用いたします。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は、契約電力が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) この個別要綱は、基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。）と合わせて適用いたします。

## 2 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について1 需給契約を結びます。

(1) 基本要綱の次の契約種別とこの個別要綱とをあわせて契約する場合  
臨時電灯，臨時電力

(2) この個別要綱以外の個別要綱にとくに定めのある場合

## 3 供給の単位

当社は、原則として、1 需給契約につき、2 供給電気方式、2 引込みおよび2 計量をもって電気を供給いたします。

## 4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、次のとおりといたします。

(1) 電灯または小型機器

基本要綱16（従量電灯）(2)のとおりといたします。

(2) 動力

基本要綱18（低圧電力）(2)のとおりといたします。

## 5 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

## 6 契約電力

契約電力は、次に定める電灯または小型機器の基準電力と動力の基準電力との合計といたします。

なお、契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(1) 電灯または小型機器の基準電力

電灯または小型機器の基準電力は、原則として次のいずれかによってえた値といたします。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

イ 契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに基本要綱別表1〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表5（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により電灯または小型機器の基準電力を定めることを希望される場合には、電灯または小型機器の基準電力は、イにかかわらず、基本要綱16（従量電灯）(3)ロに準じて定めます。

(2) 動力の基準電力

動力の基準電力は、基本要綱18（低圧電力）(4)に準じてえた値といたします。

## 7 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

(1) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

## 8 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,369円50銭
---------------	-----------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	19円98銭	18円16銭

(3) 力率割引および割増し

別表4（力率の算定）によって算定された値が、85パーセントを上回る場合は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

## 9 使用電力量の算定

使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの電灯または小型機器の供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量と動力の供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量の合計といたします。この場合、それぞれの供給地点に係る使用電力量の算定は、基本要綱24（使用電力量の算定）に準ずるものといたします。

## 10 制限または中止の料金割引

(1) 当社は、基本要綱38（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、当該一般送配電事業者が電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、基本要綱38（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(2)にかかわらず、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

### イ 割引の対象

基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、基本要綱25（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

### ロ 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

### ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、託送約款等にもとづき算定された値といたします。

(2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れられません。この場合の1月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

## 11 その他

(1) その他の事項については、次に定める場合を除き、基本要綱の低圧電力にかかわる規定によります。

イ 基本要綱6（需給契約の申込み）(2)に定める事項については、適用

いたしません。

ロ 基本要綱34（供給の停止）(2)に定める事項については，従量電灯に準ずるものとしたします。

(2) この個別要綱の実施上必要な細目的事項については，Ⅱ（実施細目）によるものとしたします。

## II 実施細目

### 1 適用範囲

本則6（契約電力）(1)の電灯もしくは小型機器の基準電力または本則6（契約電力）(2)の動力の基準電力が、50キロワット以上となる場合は、この個別要綱を適用いたしません。

### 2 契約電力

(1) お客様の希望により電灯または小型機器に当該一般送配電事業者の電流制限器等を取り付ける場合は、本則6（契約電力）(1)の電灯または小型機器の基準電力は、次のイまたはロにより算定いたします。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

なお、電流制限器等とは、基本要綱16（従量電灯）(3)イ(ロ)における電流制限器等をいいます。

イ 電流制限器を取り付ける場合

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \text{電流制限器の定格電流(アンペア)} \times 100 \text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ロ 電流を制限する機能を有する計量器を取り付ける場合

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \text{制限される電流(アンペア)} \times 100 \text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

(2) 別表1（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合は、本則6（契約電力）(1)にかかわらず、電灯または小型機器の基準電力は、次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は、イによってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{イによってえた値} + \text{ロによってえた値} \times 0.1$$

イ 契約負荷設備のうちの電灯または小型機器（夜間蓄熱式機器を除きます。）について、本則6（契約電力）(1)に準じてえた値

ロ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

なお、イおよびロによってえた値は、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

(3) 夜間蓄熱式機器を使用される場合で、お客さまの希望により電灯または小型機器（夜間蓄熱式機器を除きます。）について当該一般送配電事業者の電流制限器等を取り付けるときは、(2)にかかわらず、(2)イの値は、(1)に準じて算定いたします。

(4) 夜間蓄熱式機器を使用される場合で、お客さまが契約主開閉器により本則6（契約電力）(1)の電灯または小型機器の基準電力を定めることを希望されるときは、(2)にかかわらず、電灯または小型機器の基準電力は、本則6（契約電力）(1)ロに準じて算定いたします。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

### 3 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

(1) 夜間蓄熱式機器とは、主として夜間時間に通電する機能を有する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

(2) 「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。

イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

ロ (3)の場合で、当該一般送配電事業者が夜間時間以外の時間または毎日午前1時から午前6時まで以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合

(3) 特別の事情がある場合は、お客さまとの協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直

接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、夜間時間以外の時間または毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (4) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- (5) 当社は、夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、各機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

#### 4 その他

- (1) 夜間時間以外の電気または毎日午前1時から午前6時まで以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものといたします。
- (2) お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、基本要綱44（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費負担金等相当額の精算）(1) イ、ロ、ハ、ニおよび(2)にかかわらず、特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。なお、供給約款を変更した場合には、変更後の約款といたします。）45（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費負担金等相当額の精算）に準じ、電灯または小型機器については従量電灯として、動力については低圧電力として、料金および工事費の精算を行ないます。

## 附 則

### 1 実施期日

この個別要綱は、2020年10月1日から実施いたします。

### 2 需給契約の単位にかかわる取扱い

1 需要場所において、次の契約種別とこの個別要綱とをあわせて契約する場合は、本則2（需給契約の単位）にかかわらず、この個別要綱による電気の供給と供給約款による電気の供給をあわせて受けることができます。

供給約款の臨時電灯のうちの1契約種別、供給約款の臨時電力、供給約款の農事用電力

## 別 表

### 1 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当する小型機器をいいます。

- (1) 主として夜間時間（毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間をいいます。）に通電する機能を有すること。
- (2) (1)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

### 2 燃料費調整

#### (1) 燃料費調整額の算定

##### イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの  
平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天  
然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価  
格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均

原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (45,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り，かつ，68,900円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が68,900円を上回る場合  
平均燃料価格は，68,900円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (68,900\text{円} - 45,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

## ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	23銭3厘
------------	-------

### (3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)口によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

## 3 再生可能エネルギー発電促進賦課金

### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社の事務所に揭示いたします。

### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

#### 4 力率の算定

力率は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{力率 (パーセント)} = \frac{\begin{array}{l} \text{(1)の電灯または} \\ \text{は小型機器} \\ \text{の力率(パーセント)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{電灯または} \\ \text{小型機器の} \\ \text{基準電力} \end{array} + \begin{array}{l} \text{(2)の} \\ \text{動力の} \\ \text{力率(パーセント)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{動力の} \\ \text{基準} \\ \text{電力} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{電灯または} \\ \text{小型機器の} \\ \text{基準電力} \end{array} + \begin{array}{l} \text{動力の} \\ \text{基準} \\ \text{電力} \end{array}}$$

(1) 電灯または小型機器の力率

電灯または小型機器の力率は、100パーセントといたします。

(2) 動力の力率

イ 動力の力率は、電気機器の力率をそれぞれの入力によって、ロにより加重平均してえた値といたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けしていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。ただし、基本要綱18（低圧電力）(4)ロに準じて動力の基準電力を算定する場合は、100パーセントといたします。

ロ 加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率 (パーセント)} = \frac{100 \text{パーセント} \times \left( \frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right) + 90 \text{パーセント} \times \left( \frac{\text{力率90パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right) + 80 \text{パーセント} \times \left( \frac{\text{力率80パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right)}{\text{機器総容量}}$$

## 5 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

1 差込口につき 50ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。